

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（表示）</p> <p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）</p> <p>二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</p> <p>2 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示（当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。）を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。</p>	<p>（表示）</p> <p>第十条 法第五十三条第二項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法</p> <p>二 （同上）</p>

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示する

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第二十二条 法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 （同上）

ことができるようにする方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一| 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二| 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十九条 法第四百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の

2| 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十九条 法第四百四条第四項において準用する法第五十三条第二項の

規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所<sup>一</sup>に付す方法(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所<sup>二</sup>に付す方法)

二 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所<sup>一</sup>に付す方法

二 (同上)

3| 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十八条 法第四百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器の見やすい箇所(当該表示を付す面積が確保できない端末機器にあつては、当該端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第七号による表示を認証設計に基づく端末機器に電磁的方法により記録し、当該端末機器の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようになる方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

2| 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十八条 法第四百四条第七項において準用する法第五十八条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合認定を受けた端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

一 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法（表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付す面積が確保できない特定端末機器にあつては、当該特定端末機器に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法）

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器に電磁的方法により記録し、当該特定端末機器の映像面に直ちに

2 前項第二号に規定する方法により端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示）

第四十三条 法第六十五条の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付す方法

二 （同上）

明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2| 法第六十八条の二の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示(当該適合表示端末機器に付属する取扱説明書等に付された表示を含む。)を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一| 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の見やすい箇所に付す方法(表示を付す面積が確保できないものにあつては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法)

二| 表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

2| 前項第二号に規定する方法により特定端末機器に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

<p>様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)</p> <p>表示は、次の様式に記号[A]及び技術基準適合認定番号又は記号[T]及び設計認証番号を付加したものである。</p> <p>(図略)</p> <p>注1 <u>大きさは、直径3ミリメートル以上であること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>様式第7号 (第10条、第22条、第29条及び第38条関係)</p> <p>表示は、次の様式に記号[A]及び技術基準適合認定番号又は記号[T]及び設計認証番号を付加したものである。</p> <p>(図略)</p> <p>注1 <u>大きさは、直径5ミリメートル以上 (体積が100cc以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上) であること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
<p>様式第14号 (第43条関係)</p> <p>表示は、次の様式に記号[T]及び識別番号を付加したものである。</p> <p>(図略)</p> <p>注1 <u>大きさは、直径3ミリメートル以上であること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>様式第14号 (第43条関係)</p> <p>表示は、次の様式に記号[T]及び識別番号を付加したものである。</p> <p>(図略)</p> <p>注1 <u>大きさは、直径5ミリメートル以上 (体積が100cc以下の端末機器にあっては、直径3ミリメートル以上) であること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）</p> <p>第二十七条の四 法第四十二条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器を電気通信事業者が設置し、かつ、自己の事業の用に供する電気通信回線設備に接続する場合</p>	<p>（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）</p> <p>第二十七条の四 法第四十二条第一項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次の各号に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十三条第二項（法第百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第百四条第七項において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条並びに法第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）を電気通信事業者が設置し、かつ、自己の事業の用に供する電気通信回線設備に接続する場合</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 適合表示端末機器又は法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について法第五十三条第一項に規定する登録認定機関若しくは法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>	<p>（工事担任者を要しない工事）</p> <p>第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十三条第二項（法第百四条第四項において準用する場合を含む。）、法第五十八条（法第百四条第七項において準用する場合を含む。）、若しくは法第六十五条の規定により表示が付されている端末機器（法第五十五条第一項（法第六十一条、法第六十八条又は法第百四条第四項若しくは第七項において準用する場合を含む。）の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）又は法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件に適合していること（同項に規定する技術基準に適合していることを含む。）について法第五十三条第一項に規定する登録認定機関若しくは法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。</p>